

R7.10 水道工事施工管理基準_新旧対照表

現行			改定			備考
	編章節条 (項目見出し)	現行条文		編章節条 (項目見出し)	新条文	
				(総則)	この水道工事施工管理基準(以下「管理基準」という。)は、水道工事共通仕様書共通仕様書編1-1-1-29施工管理に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。	条文の見直し
1	1.目的	この水道工事施工管理基準は、水道工事共通仕様書第1編1-1-27「施工管理」に規定する土木工事の施工管理において実施する出来形及び品質管理の規格値の基準を定め、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。			この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。	条文の見直し
3	3.施工管理基準	施工管理基準 出来形管理 品質管理		3.構成	施工管理 工程管理 出来形管理 品質管理	体系の見直し
4 (1)		受注者は、工事施工前に、出来形管理及び品質管理担当者を定めるとともに出来形及び品質管理項目を施工計画書に明記し、これに基づき実施しなければならない。	4 (1)	4.管理の実施	受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。	体制の見直し
4 (2)		管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。	4 (2)	4.管理の実施	施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。	修正
4 (3)		受注者は、管理の目的が達せられるよう、工事の施工と並行して測定(試験)等を実施しなければならない。	4 (3)	4.管理の実施	受注者は、工事の施工と並行して、測定(試験)等を管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。	修正
5			5 (1)	(1)工程管理	受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理(ネットワーク、バーチャート方式など)を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。	追加
8	8.その他	土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」または、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定によるものとする。 また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」または、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定によるものとする。 河川浚渫工においては、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)河川浚渫工編」の規定によるものとする。	8		ICT施工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定によるものとする。	修正